

提案第14号

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 28 社会福祉協議会の取扱い
調整の内容	社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

【提案理由】

社会福祉協議会は、1市町村において1つであるため、合併に伴い統合するものとする。

【法令・取扱通知等】

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（合併）

第48条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

（合併手続）

第49条 社会福祉法人が合併するには、理事の3分の2以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併の効果）

第53条 合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設置した社会福祉法人は、合併によって消滅した社会福祉法人の一切の権利義務（当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）

第54条 社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数5分の1を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉会館の管理（市からの委託業務） ・基準該当居宅介護支援事業所開設 ・地域福祉サービスセンター開設 <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の企画実施 ・社会福祉事業に関する連絡調整及び助成 ・共同募金 ・各種資金貸付事業 ・高齢者等生活支援事業 ・家族介護支援事業 ・居宅介護等事業 ・ボランティア活動振興事業 ・身体障害者ホームヘルプ事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業所開設 ・地域福祉サービスセンター開設 <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の企画実施 ・社会福祉事業に関する連絡調整及び助成 ・共同募金 ・各種資金貸付事業 ・心配ごと相談事業 ・家族介護支援事業 ・居宅介護等事業 ・居宅介護支援事業 ・精神障害者ホームヘルプ事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和町農村環境改善センターの管理（町からの委託業務） ・指定居宅介護支援事業所開設 ・地域福祉サービスセンター開設 ・在宅介護支援センター（町からの委託業務） <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の企画実施 ・社会福祉事業に関する連絡調整及び助成 ・共同募金 ・各種資金貸付事業 ・心配ごと相談事業 ・高齢者等生活支援事業 ・家族介護支援事業 ・居宅介護等事業 ・精神障害者ホームヘルプ事業 ・難病患者ホームヘルプ事業 	<p>社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。</p>

【先進事例】

新設合併	さぬき市 (13.8.20)	社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併に向けて調整に努める。 委託事業・補助事業、単独事業については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。
	東かがわ市 (15.4.1)	社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合を含めて調整に努める。 事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。
	吉野川市 (15.10.27)	社会福祉協議会については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき合併時に統合できるよう調整に努める。 また、新市は社会福祉協議会と協力し、少子高齢化社会に向け、住民が安心して生活できるよう福祉の充実に努める。
編入合併	田原市 (15.8.20)	社会福祉協議会については、田原町の社会福祉協議会に統合できるよう調整に努める。

